

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に
向けた自主行動計画

一般社団法人日本外食品流通協会

2023年8月2日 制定

2024年5月7日 一部改正

2026年1月16日 一部改正

背景・目的

食品卸業は、国民のより豊かな生活の実現に寄与するとともに、フードサプライチェーンを支える重要な産業であり、食品産業事業者として災害時には地域のライフラインとしての機能も期待されています。また、近年の多様なお客様のニーズにも、生産・製造から流通に関わるお取引様等との連携により対応してきました。

しかしながら、フードサプライチェーンの各業界が直面する課題は、少子・高齢化、人口減少と、環境が大きく変化しており、取り巻く環境は非常に厳しくなっています。このような状況下では、フードサプライチェーンが適切に連携して、新たな課題に対処することが重要になります。流通業界や物流、システム関係の企業等とも得意な分野を生かしつつ、最適な態勢を構築することが求められ、製造、卸売、物流をはじめとして多くの企業との相互の信頼関係に基づく取り組みが必要不可欠だと考えています。

こうした中、一般社団法人日本外食品流通協会においては、これまで、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独禁法）の遵守をはじめ、各種法令の遵守を会員企業に徹底してきました。経済産業大臣の掲げる「未来志向型の取引慣行に向けて」や、その一環の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準、下請中小企業振興法に基づく振興基準、下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、特に中小企業に対して配慮した適正取引をさらに一歩進めることが求められています。また、適正取引に向けての取り組み、姿勢を効果的にフードサプライチェーンの各層での取引に浸透させることも含め、ここに「適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動計画」をとりまとめることにしました。この自主行動計画では、親事業者および下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、価格決定方法、コスト負担のあり方、支払方法といった政府が掲げる重点課題に対する一般社団法人日本外食品流通協会の姿勢を示すこととしています。

食品卸業は、幅広い業種との関わりで支えられ成り立つ産業であり、特にフードサプライチェーンがそれぞれ持続的に成長することが重要であると考えます。このため、委託事業者と中小受託事業者の関係を始め、それぞれのお取引先様との信頼関係を強固なものとし、付加価値を高め、競争力を強化していくことが重要であります。そのことが製造や運送の関係業界の投資、雇用の促進に繋がるものと考えております。この観点で、お取引先様との製品共同開発に取り組むに当たっては、消費者の志向や購買動向などの情報を生かした付加価

値向上を図り、厳しい競争環境にある中にあっても継続して再生産価格を確保できるよう協力をして参ります。また、お取引先様と分担すべき経費については、合理的な根拠に基づいた協議を通じて、双方納得の上で決定していくことを浸透させていく必要があります。

一般社団法人日本外食品流通協会は本自主行動計画を策定し、その遵守を通じてフードサプライチェーンの付加価値向上を図るとともに、流通全体の効率化を実現すべく、可能な限り標準化を進め、合理的な取引関係を構築するなど、コストの削減にも寄与したいと考えています。そして、フードサプライチェーンを含め関係する業界に適正取引が浸透するように、率先して取り組むため自主行動計画を定めます。

2026年1月の改定にあたって

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が2026年1月に施行されました。「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、取適法）となり、「下請中小企業振興法」が「受託中小企業振興法」となって、規制内容の追加や規制対象の拡大がされました。

このため、一般社団法人日本外食品流通協会は、改正法の内容がフードサプライチェーンを含め関係する業界に浸透し、適正取引がより推進するよう本自主行動計画を改正いたします。

1. 重点課題に対する取り組み

会員企業が独禁法や取適法を遵守し公正な取引環境を実現するとともに、適正取引や付加価値向上につながる望ましい取引慣行を普及定着させるため、フードサプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や、変化する顧客ニーズに対応して投資ができる環境の整備に向け取り組みます。

(1) 仕入価格の決定

フードサプライチェーン各層の競争力強化のため、お取引先様と会員企業の双方が生産性の向上による原価低減に取り組む必要があります。その上で、取引価格決定に当たっては、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（以下、運用基準）、受託中小企業振興法に基づく振興基準（以下、振興基準）を踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件やコストの変動等を考慮し、お取引先様と十分に協議を行って決定します。お取引先様との価格の決定に際しては、特に、以下のことに配慮します。

- ①お取引先様との合理的な根拠に基づいた、十分な協議を通じて決定します。
- ②書面による交渉等、双方が確認できる体制の構築を推進します。
- ③材料費・人件費等の大幅な変動等により、取引価格の見直しに関する協議の申し入れがあった場合は、十分な協議を行います。
- ④コスト削減効果を十分に確認して取引対価に反映します。また、お取引先様の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映しないよう配慮します。
- ⑤大量発注を前提とした割安な単価の見積もりを、その後の少ない発注数量の取引単価として一方的に取引対価を決めることがないよう注意します。
- ⑥「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」に沿った対応を適切に実施します。
その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」別添「価格交渉の申込み様式」も併せて活用し、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議します。
- ⑦原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

- ⑧受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要と認識し協議を行います。

(2) 支払条件の改善等

取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、取適法、振興基準等を踏まえ、受注事業者と十分に協議し、受注事業者の資金繰りに配慮したものとすよう代金支払方法の改善を進めます。

- ①代金の支払は、取適法の施行により、令和8年1月1日以降、手形による支払いが禁止されることに鑑み、できる限り現金によることとし、銀行口座へ振り込む場合には、受注事業者の合意の有無にかかわらず、振込手数料を受注事業者に負担させ、代金から差し引かないこととします。
- ②一括決済方式（※）及び電子記載債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、受注事業者の負担としないようにする等、支払期日（受領日から60日以内）までに、代金（手数料等を含む満額）を得られるようにします。

※ 委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

(3) 働き方改革によるしわ寄せ防止

発注事業者として、働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善を図るため、次のことを実施します。

- ①発注事業者は、自らの取引に起因して、受注事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働等による長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払い等、労働基準関連法令に違反するようなことがないよう、十分に配慮するよう努めます。
- ②また、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、発注事業者が適正なコストを負担します。

- ③発注事業者は、受注事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう努めます。

2. 国の定める告示、ガイドラインの遵守

(1) 大規模小売業による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法 (以下、大規模小売業告示)

大規模小売業告示に掲げられている以下の行為がなされないよう徹底し、遵守に向けて周知徹底を図ります。

- ①不当な返品
- ②不当な値引き
- ③不当な委託販売取引
- ④特売商品等の買ったたき
- ⑤特別注文品の受領拒否
- ⑥押し付け販売
- ⑦納入業者の従業員等の不当使用等
- ⑧不当な経済上の利益の收受等
- ⑨要求拒否の場合の不利益な取扱い
- ⑩公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い

(2) 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン

取引適正化のため策定された「食品製造業・小売業ガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の行為について、会員企業は受注事業者と十分に協議して対応します。

- ①前提が異なる場合の同一単価による発注
- ②PB商品の包材（フィルム等）に関する費用負担
- ③合理的な根拠のない価格決定
- ④原材料価格や労務費の上昇時の取引価格決定
- ⑤協賛金（リベート）の負担
- ⑥店舗到着後の破損処理
- ⑦短納期での発注、発注のキャンセル
- ⑧受発注等に関するシステム使用料等の徴収
- ⑨物の購入強制
- ⑩従業員の派遣、役務の提供
- ⑪過度な鮮度要求による短納期発注 等

(3) トラック運送業における適正取引推進ガイドライン（平成20年3月14日）

適正な取引条件に改善するため策定された「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の行為について、会員企業は、荷主として、トラック運送事業者と十分協議して対応します。

- ①運賃・料金の設定
- ②運賃・料金（代金）の減額
- ③運送内容の変更
- ④運送に係る付帯業務の提供
- ⑤荷待ち時間の改善
- ⑥書面の交付、作成、保存
- ⑦運賃・料金の支払遅延
- ⑧購入・利用強制の禁止
- ⑨報復措置の禁止
- ⑩協議に応じない一方的な代金決定の禁止
- ⑪その他（労働環境の改善を阻害する取引慣行の改善、自然現象による災害等への対応、取引上の問題を申し出しやすい環境の整備）

この他、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために策定されたトラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン（労働時間のルール（荷待や荷役時間の抑制、運送の標準的な運賃 等）を遵守します。

3. 取引先との協調・連携

製造委託や共同開発する商品の付加価値向上を図るため、取引先が開催する商品開発に向けた会議や、事業所・工場の訪問等を実施し、各種取引上の課題について定期的な協議に応じられる環境の整備に努めていきます。

4. 教育・人材育成の推進

- ①独禁法、取適法、大規模小売業告示、食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン、トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、トラック運送サービスを持続的に提供可能とするガイドライン等、適正取引を定めた法令の周知を行います。
- ②仕入れ業務に関係する部署を中心に、所属する団体等が開催する講習会にも、必要に応じて参加します。

③関係法令の遵守や適正な取引を浸透させるため、適正取引に関する講座や研修の実施等を通じて人材を育成します。

5. 普及啓発活動

フードサプライチェーン全体における適正取引は、協会および会員各社、関係業界が連携して普及啓発に取り組むことが重要です。そのため、自らの適正取引を実行するとともに、お取引先様に対しても、自社が取り組む適正取引の内容についてお伝えするように努めます。

(1) 企業における取組

サプライチェーン全体に適正取引の考え方を浸透させるため、業界団体等が開催する適正取引に関するセミナーや研究会に積極的に参加し、自らの理解を深め、様々な場を通じて周知徹底を図ります。

(2) 一般社団法人日本外食品流通協会の取組

独禁法、取適法、大規模小売業告示、食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン、トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、トラック運送サービスを持続的に提供可能とするガイドライン等、適正取引に関するセミナーの開催やホームページを通じた周知により、会員企業を始め、同業他社やお取引先様等関係先への浸透を図ります。

また、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進するため、会員企業に向けて周知啓発と宣言の要請を行うこととします。

6. 定期的なフォローアップの実施

自主行動計画が着実に浸透するよう、一般社団法人日本外食品流通協会は、本計画を会員各社へ定期的な周知するとともにフォローアップをすることとします。その際、公正取引委員会の実施する調査の結果や食品関連団体の実施する取引慣行実態調査等の結果を積極的に活用すること等を通じて、適正取引の推進活動を後押ししていきます。

7. 望ましい取引事例の収集・周知

一般社団法人日本外食品流通協会は会員各社から適正な取引慣行の醸成およびお取引先様との価値の共創を促進する取組事例の収集を行うとともに、食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインにおける望ましい取引実例を広く活用するため、会員企業向けセミナーの実施等を通じて、会員企業に周知を図ります。

さらに、農林水産省をはじめとする関係省庁や各流通業界団体等と連携して、食品卸業以外でも取引事例のベストプラクティスの共有を進めます。

以上